

みなみだより

一般社団法人
千葉南青色申告会
広報版
☎043(262)8966
<http://chibaminamiaoiro.jp>



第十五回 通常総会

会長挨拶

一般社団法人千葉南青色申告会

会長 岡田博文

一般社団法人千葉南青色申告会 第十五回通常総会に際して、
ご挨拶申し上げます。

当日は、「第一号議案 令和七年度事業報告並びに貸借対照表・
損益計算書の承認の件」が上程されました。代議員による慎重審
議のもと、議案は、全会一致で承認し可決されましたことをご報
告申し上げます。

続きまして、報告事項として「令和八年度事業計画並びに収支
予算書」が各担当役員により報告されました。

当会と致しましては、会員の皆様方に安心してご相談頂けるよ
う取り組んで参りますので是非ご利用ください。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝とご発展を祈念いたし
まして挨拶と致します。

〜〜〜令和8年度税制改正〜〜〜

【令和8年分所得税のおもな改正】

『基礎控除額』および『給与所得控除額』の見直し、『扶養控除等の所得要件』の改正がありました。

※令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

青色申告特別控除の見直し(令和9年分から適用)

青色申告特別控除の上限額を75万円に引上げ(条件あり)や簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。

《インボイス制度に関するお知らせ》

インボイス制度に関する経過措置が変わります【個人事業者の方】

◎3割特例の創設(令和9年分・令和10年分)

◎簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

2割・3割特例を適用した翌課税期間であれば、申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間から簡易課税制度が適用可能です。

◎インボイス発行事業者以外からの課税仕入れにつき一定割合を控除可能とする経過措置について、令和8年10月1日から令和10年9月30日までは、その割合が70%となります。

※詳しくは国税庁HPのインボイス制度特設サイトに掲載されています

○千葉南青色申告会では上記税制改正についての説明会を今秋に予定しております

○『記帳相談会』開催の案内文書を同封しておりますのでご利用ください

千葉南税務署は内部事務の対象署となっております。

書面により申告書・申請書等を提出する際は、業務センターへ郵送をお願いします。

※書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

※e-Tax(データ)により提出する場合は、千葉南税務署へ送信願います。

令和8年7月10日以降業務センターの名称が変更になります

【変更前】東京国税局業務センター 千葉西分室 【変更後】東京国税局 千葉西業務センター

◎インボイス関係書類の郵送先は東京国税局インボイス登録センターです

千葉南青色申告会 事務局

TEL 043 (262) 8966 FAX 043 (262) 8977

対応時間《月曜～金曜の平日》9:30～11:30・13:30～16:00

※上記時間内でも業務の都合上対応できない場合がございます事をご容赦ください※

●役員会のため6月8日(月)午後～9日(火)午前は事務局を閉所いたします●

《事務局休業日》土日祝日・8月13～15日・12月29～1月4日・所得税の通常の申告期限日の(土日を除く)翌日
＜2026年度指定休業日＞ 7月21日(火)・8月12日(水)・9月14日(月)・10月26日(月)

◎上記のほか、行事等により予約をお受けできない日時がございますので事前にお問合せください◎

編集後記

田植えの終わった水田を眺めるたびに、米不足などにより価格が高騰し、世間を騒がせた事が思い起こされます。

今年は特に丈の小さな稲が天候に影響されず、すくすく育ち、実り大きな季節を迎えられますように。(T.T)